

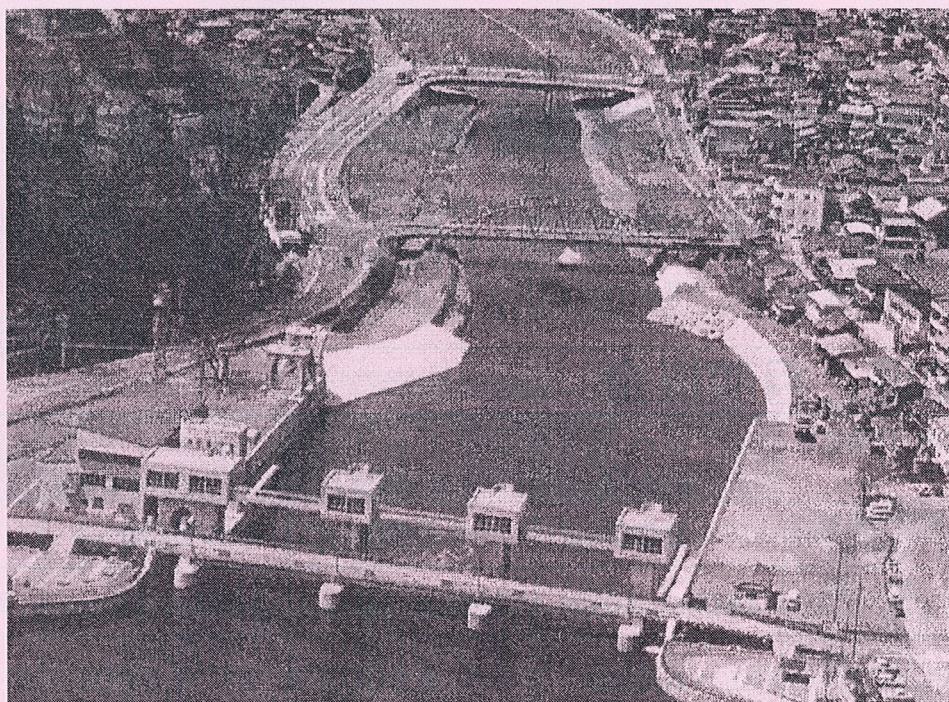
岡谷商工会議所の会員の皆様へ

岡谷商工会議所

やまびこ共済

災害保障特約付福祉団体定期保険+見舞金・祝金・祝品制度

ご加入のおすすめ



【個人情報のお取り扱いについてのお知らせ】

本共済制度におきましては、事業主ならびにご加入者の方々の個人情報を次のとおり取り扱いますので、ご同意のうえ、お申込みください。

- ①ご加入者の個人情報(氏名・性別・生年月日等)は、ご加入者の同意に基づき、会員事業所(事業主)から当所に提供されます。
- ②当所は、会員事業所(事業主)より提供を受けた事業主およびご加入者の個人情報について、本制度の事務手続、各種サービスの案内・提供のために使用するとともに、事業主およびご加入者の同意に基づき、本制度の運営のために締結している福祉団体定期保険契約を引き受けるアクサ生命保険株式会社(以下、「アクサ生命」という)にこれを提供します。
- ③アクサ生命は、当所から提供を受けた事業主ならびにご加入者の個人情報を各種保険契約の引き受け・継続・維持管理その他保険に関連・付随する業務のために使用し、また各種商品・サービスの案内・提供、契約の維持管理、引受保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実に使用する場合があります。アクサ生命は、当所をはじめ事業主ならびに再保険会社に対し必要な範囲内でこれを提供します。
- ④個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き当所およびアクサ生命においてそれぞれ②③に準じ個人情報が取り扱われます。
- ⑤福祉団体定期保険契約の引受保険会社が変更される場合は、事業主およびご加入者の個人情報が変更後の保険会社に提供され引き継がれます。

【ご意向に沿った商品内容が必ずご確認ください】

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)ならびに「当パンフレット」に記載の保障内容・保険金額・保険料等が、お客様ご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認ください。

※このパンフレットはお申込みいただいた後も、大切に保管しておいてください。

企業を育て地域を伸ばす

岡谷商工会議所

小さな負担で大きな安心。「岡谷商工会議

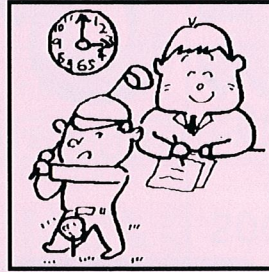
制度の特色



1年更新で
医師の診査なし



従業員のために
負担した掛金は
必要経費に



24時間保障で
土・日も安心



会議所独自の
見舞金・祝金・祝品で
さらに充実!

掛金には次のような税制面での特典があります。

法人の場合

法人が役員、従業員のために負担した掛金は全額損金に算入でき、その掛金は役員、従業員の所得税の対象にもなりません。

(法基通9-3-5)(所基通36-31の2)

個人事業主の場合

個人事業主が従業員のために負担した掛金は全額必要経費に算入でき、その掛金は従業員の所得税の対象にもなりません。

(直審3-8)(所基通36-31の2)

☆ 保障の範囲と月額掛金

□数/月額掛金		4 □	3 □	2 □	1 □
保障の内容		3,400 円	2,550 円	1,700 円	850 円
不慮の事故による	災害死亡・高度障害保険金 死亡・高度障害保険金+災害保険金	800 万円	600 万円	400 万円	200 万円
	障害給付金 別表第2級～第6級	280 万円～40 万円	210 万円～30 万円	140 万円～20 万円	70 万円～10 万円
	入院給付金 5日以上120日限度	1日につき 6,000 円	1日につき 4,500 円	1日につき 3,000 円	1日につき 1,500 円
	※ 通院見舞金 5日以上、ただし1人年2回限度	一律 20,000 円	一律 15,000 円	一律 10,000 円	一律 5,000 円
病気になる	※ 入院見舞金 5日以上、ただし1人年2回限度	一律 20,000 円	一律 15,000 円	一律 10,000 円	一律 5,000 円
	死亡・高度障害保険金	400 万円	300 万円	200 万円	100 万円
※	結婚祝金 加入後3年以上の方	一律 10,000 円			
※	出産祝金 加入後3年以上の方	一律 10,000 円			
※	長寿祝品	2年以上加入し65歳6ヵ月を超えて満了を迎えた方			

- (注) 1.掛金は年齢に関係なく一律です。上記掛金には制度運営費が含まれています。
 2.上記でいう高度障害とはご加入日以後の傷害または疾病により障害給付額表の第1級1～8項の状態に該当された場合をいいます。
 3.上記の障害給付金は、障害給付額表の第2級～6級までに該当された場合に支払われます。
 4.災害保険金、障害・入院給付金は保険期間中に発生した不慮の事故の日より180日以内に当該状態になったときに支払われます。ただし、入院給付金は日本国内における診療所または病院およびこれと同等とみなされる日本国外の医療施設に入院されたときに限り支払われます。
 5.災害保険金のお支払いには所定の感染症による死亡の場合が含まれます。
 6.※印の見舞金・祝金・祝品は岡谷商工会議所独自の制度です。
 7.ご加入者1人あたりの最高加入人口数は通算4口までで、たとえいくつかの事業所で重複加入されても4口を超えた額についてはお支払いできません。
 8.この制度から脱退されてもそれに伴う払戻金等はありません。

所やまびこ共済」で企業福祉の増進を！

制度の取扱

保険期間

保険期間は1年間(平成21年11月1日～平成22年10月31日)で、毎年自動的に更新します。

☆ 加入資格および条件

- ①岡谷商工会議所の会員(特別会員を含む)の役員・事業主・従業員(家族従業員を含む)で、加入日現在14歳6か月を超え65歳6か月までの方で加入(増額)することに同意した方とします。
- ②加入(増額)者は、いずれも加入申込日現在、正常に就業中の方とします。ただし、次に該当する方は、加入(増額)できません。もし加入(増額)されても保険金等(増額者については増額分)のお支払いができない場合がありますのでご承知ください。
(1)加入申込日から過去1年以内に、病気やけがで手術を受けたこと、または継続して2週間以上の入院をしたことがある方。
(2)加入申込日から過去1年以内に、病気やけがで2週間以上にわたり、医師の治療・投薬を受けたことがある方。

病気・けがの例示

心臓病・高血圧症・脳卒中・精神病・てんかん・ぜんそく・肺結核・胃かいよう・十二指腸かいよう
肝臓病・腎臓病・緑内障・がん・糖尿病・リウマチ・頭部外傷・その他

- ③この制度に加入する場合は上記①、②に該当する方全員を加入させなければなりません。
- ④当所を脱会された場合など加入資格を失われた場合には、ご加入は継続できませんので、すみやかに脱退手続きをお取りください。

効力発生日(加入日)

毎月5日までにお申込みのあった分について翌月1日から効力が発生します。

掛金のお払込み

掛金の払込は月払とし、市内各金融機関のご指定預金口座より毎月22日(休日の場合は翌営業日)に自動的に引き去られますのでお手間はかかりません。

初回掛金の振替ができなかった場合、翌月に2ヵ月分の振替をいたします。2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、申込取消とみなします。

ご加入後掛金の振替ができなかった場合、翌月に2ヵ月分の振替をいたします。2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、最後に振り替えられた月の翌月末日をもって脱退となり、以後の保障はなくなります。

加入・脱退手続き

加入の申込は所定の加入申込書により、毎月5日までに商工会議所あてお申込みください。

加入者がこの制度から脱退される場合は前月の15日までに商工会議所にご連絡ください。

契約者配当金

1年ごとに収支計算を行って剰余金が生じた場合には、契約者配当金としてお返しいたします。

☆ 保険金等の受取人・請求

- ①保険金・給付金の受取人は、加入申込書の「保険金・給付金受取人指定」欄の中から被保険者(加入者)の同意を得て選択していただいた方とします。
- ②保険期間中に加入者が死亡した場合は、遺族の了知を得て請求手続きをおこなってください。また、高度障害状態になられたとき、不慮の事故で障害を受けたとき、入院したときは、加入者の了知を得てご請求ください。

当制度は岡谷商工会議所がアクサ生命保険株式会社と締結した福祉団体定期保険(災害保障特約付)と当商工会議所独自の見舞金・祝金・祝品制度を会員の皆様にご利用いただくものです。
なお、当制度はその運営を安全かつ円滑にするために内容の一部を変更することがあります。

〔別表〕

障害給付額表

等級	身体障害	障害給付金			
		4口	3口	2口	1口
第1級 高度障害	①両眼の視力を全く永久に失ったもの ②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの ③中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの ④胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの ⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ⑦1上肢を手関節以上で失いかつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	400万円	300万円	200万円	100万円
第2級	⑨1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの ⑩10手指を失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの ⑪1肢に第3級の⑭から⑯までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の⑭から⑯までまたは第4級の⑳から㉑までのいずれかの身体障害を生じたもの ⑫両耳の聴力を全く永久に失ったもの	280万円	210万円	140万円	70万円
第3級	⑬1眼の視力を全く永久に失ったもの ⑭1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの ⑮1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの ⑯1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの ⑰10足指を失ったもの ⑱脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	200万円	150万円	100万円	50万円
第4級	⑲両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの ⑳言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの ㉑中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの ㉒1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの ㉓1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの ㉔1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの ㉕1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの ㉖1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの ㉗10足指の用を全く永久に失ったもの ㉘1足の5足指を失ったもの	120万円	90万円	60万円	30万円
第5級	㉙1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの ㉚1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの ㉛1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの ㉜1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの ㉝1足の5足指の用を全く永久に失ったもの ㉞両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの ㉟1耳の聴力を全く永久に失ったもの ㊱鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの ㊲脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	60万円	45万円	30万円	15万円
第6級	㊳1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの ㊴1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの ㊵1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの ㊶1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの ㊷1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの ㊸1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの ㊹1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	40万円	30万円	20万円	10万円

次の場合には、保険金等をお支払いできませんのでお申込みに際しご注意ください。

<p>(A) 死亡保険金、高度障害保険金について</p> <p>①加入者が加入日から1年以内に自殺したとき</p> <p>②保険契約者、保険金受取人の故意によるとき</p> <p>③加入者の故意により高度障害になったとき</p> <p>④戦争、その他の変乱によるとき</p> <p>⑤加入の際、保険契約者または加入者が故意または重大な過失により事実を告げなかったり、不実のことを告げたとき</p>	<p>(B) 災害保険金、障害給付金・入院給付金について</p> <p>①保険契約者・加入者の故意または重大な過失によるとき</p> <p>②災害保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき (ただし災害保険金についてののみ)</p> <p>③加入者の犯罪行為・精神障害・泥酔の状態を原因とする事故および加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるときまたは加入者が法令に定める酒気帯り運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき</p> <p>④地震・噴火・津波または戦争その他の変乱によるとき</p>
--	--

(注) 1.増額された場合の増額部分については上記の「加入」とあるところを「増額」と読み替えてください。
2.詐欺行為、保険金等の不法取得目的による加入・更新があった場合には、その加入者の加入・更新は無効となり、保険金等のお支払いはできません。

被保険者(加入者)の皆様へ
当制度は契約者…岡谷商工会議所、被保険者…商工会議所の会員の役員・事業主・従業員、保険料負担者…商工会議所の会員とした保険期間1年の福祉団体定期保険です。ご加入にあたっては、パンフレット記載の内容(特に☆印事項)をご確認ください。なお、ご加入保険金額については加入申込書記載の金額です。パンフレットとあわせてご確認ください。

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご加入時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。
生命保険契約者保護機構 <http://www.seihohogo.jp/> 電話03(3286)2820

〔お問合せ先〕



岡谷商工会議所

〒394-0021 岡谷市郷田1-4-11
TEL 0266-23-2345 FAX 0266-22-9056

〔受保険会社〕



アクサ生命保険株式会社

redefining / standards

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7777 (代表)

〔取扱店・お問合せ先〕

アクサ生命保険株式会社 諏訪営業所

岡谷分室 〒394-0021 岡谷市郷田1-4-11
TEL FAX 0266-23-1099 (代表)

【ご意向に沿った商品内容か必ずご確認ください】

本書面および「パンフレット」に記載の保障内容・保険金額・保険料などがお客様ご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認くださいのうえ、お申込みください。

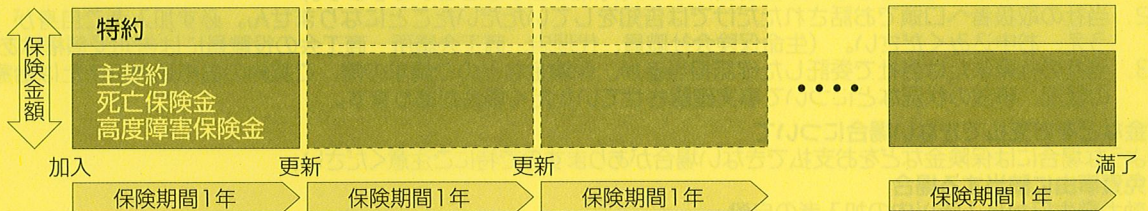
この【重要事項説明書】は、商工会議所・商工会生命共済制度の生命保険部分のうち、契約内容について特にご確認くださいいただきたい事項<契約概要>と、お申込みの際に特にご注意ください事項<注意喚起情報>を記載しています。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご理解いただきますようお願いいたします。「保険金などをお支払できない場合について」などお客様にとって不利益となる情報が記載されている部分は特に重要です。また、既契約の解約などを前提とした新たなお申込みをされる場合、お客様に不利益となる可能性がありますので十分にご検討をお願いいたします。具体的な制度内容については併せてパンフレットをご覧ください、ご不明な点などは所属商工会議所・商工会またはパンフレット記載の保険会社営業店に照会してください。

<契約概要>

※各商工会議所・商工会の制度内容により保険金額の設定や付加される特約、保険料の取扱、満了年齢などが異なります。詳細は必ずパンフレットを参照してください。

- 商品の名称 福祉団体定期保険
- 商品の仕組み 商工会議所・商工会会員事業所の事業主・従業員の死亡などの保障を確保するために商工会議所・商工会などの団体を契約者として運営する団体保険商品です。

【仕組み図 例】



- 保険期間 保険期間は各契約(商工会議所・商工会)ごとに取決められた更新日から1年間です。更新の際に特段のお申出がない場合には、自動更新となり各契約(商工会議所・商工会)にて取決められた更新限度の年齢まで更新することができます。
- 主な保険金などの支払事由
 - 死亡保険金………保険期間中に加入者が死亡されたとき。
 - 高度障害保険金…保険期間中に加入者が加入(増額)日以後に発生した傷害または疾病により所定の高度障害状態に該当されたとき。
 ※高度障害保険金が支払われた場合にはその加入者についての保障は消滅し、その後の保険金のお支払いはいたしません。
- 加入資格 加入資格は各契約(商工会議所・商工会)ごとに取決められています。詳細はパンフレットを参照してください。
 - ※退職・退会などにより加入資格を喪失した場合は、制度から脱退していただきます。
- 保険料について 保険料は毎年の更新時に加入者の年齢構成・加入状況によって各契約(商工会議所・商工会)ごとに算出します。お支払方法・経路なども各契約(商工会議所・商工会)ごとに取決められていますので詳細はパンフレットを参照してください。
- 配当金について この商品は毎年の更新後に各契約(商工会議所・商工会)ごとに前保険期間の収支計算を行い、剰余金が生じた場合は契約者宛に配当金をお支払します。
- 返戻金など この商品には加入者の中途脱退による払戻金はありません。

【引受保険会社について】

この保険契約の引受会社はパンフレットに記載してあります。詳細はパンフレットをご覧ください。

【当制度に関する手続き・相談・苦情窓口について】

当制度に関する手続きやご相談は、団体(商工会議所・商工会)へお問い合わせいただくか、パンフレット記載の保険会社営業店へご連絡ください。

当制度に関する苦情は、団体・保険会社営業店もしくはアクサ生命お客様相談室(TEL:0120-030-775 受付時間:9:00~17:00、土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く)へご連絡ください。

【生命保険相談所について】

(社)生命保険協会「生命保険相談所」では電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「地方連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

生命保険協会ホームページ <http://www.seiho.or.jp/>

また、生命保険相談所が苦情の申出を受けたときから原則として1カ月を経過しても、契約者などと保険会社との間で解決がつかない場合には、苦情・紛争処理のための公正な機関として生命保険相談所内に裁定審査会を設け契約者などの正当な利益の保護を図っております。

<注意喚起情報>

■お申込みの撤回（クーリング・オフ制度）について

この商品は団体を契約者とする団体保険契約であり被保険者となる方の加入申し込みにはクーリング・オフの適用はありません。

■告知の義務について

I. 読み替え

※同時に交付されています「生命共済パンフレット」の加入資格・条件欄記載部分のうち、告知については以下の内容となりますので、読み替えてください。

●新規加入または増額を申し込まれる方は、申込日(告知日)現在、正常に就業している方に限ります。

次の留意事項を必ずお読みのうえ、加入(保険金額変更)申込書兼告知書にて告知されますようお願いいたします。

過去1年以内の健康状態	告知事項	①加入(増額)申込日(告知日)から過去1年以内に、別表の病気やけがで手術を受けたこと、または継続して14日以上入院をしたことがありますか。 ②加入(増額)申込日(告知日)から過去1年以内に、別表の病気やけがで初診から終診までの期間が14日以上にわたる医師の治療・投薬を受けたことがありますか。
	上記①の留意事項	●手術とは、切開術に限らず、内視鏡(ファイバースコープ)・カテーテル・レーザー光線・超音波・温熱療法・放射線療法・体外衝撃波療法なども該当します。また、日帰り手術も上欄の告知事項に該当します。 ●「継続して14日以上入院」とは、転医、転科を含めて1日も途切れず連続して14日以上入院された場合をいいます。
	上記②の留意事項	●「14日以上にわたる」とは、合併症・続発症を含む一連の傷病で、転医、転科を含めて初診から終診までの医師による治療・投薬を受けていた期間をいいます。(実際の診療日数ではありません。) ●「治療」には診察、検査および食事療法・運動療法も含まれます。

別表

心臓病(心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・狭心症)、高血圧症、脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)、精神病、てんかん、ぜんそく、肺気腫、肺結核、胃かいよう、十二指腸かいよう、すい臓炎、肝臓病(肝炎・肝硬変)、腎臓病(腎炎・ネフローゼ・腎不全)、緑内障、がん、白血病、上皮内新生物、糖尿病、リウマチ、頭部外傷

II. 告知義務

1. 告知は、ご契約をお引き受けするかどうかを決める重要な事項です。告知していただく内容が事実と違っていた場合には、ご契約が解除されたり、保険金などの支払を受けられないことがあります。

※告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による無効を理由として、保険金などをお支払できないことがあります。(告知義務違反による解除の対象となる1年経過後にもご契約無効となる場合があります。)

2. 当社の取扱者へ口頭でお話されただけでは告知をしていただいたことになりません。必ず加入者ご自身が「告知事項」を確認のうえ、お申込みください。(生命保険会社職員、代理店、商工会議所・商工会の役員には告知受領権はありません。)

3. 当社の社員または当社で委託した確認担当者が、保険金などのご請求の際、ご契約のお申込内容または治療の経過・内容、障害の状況、事故の状況などについて事実確認させていただく場合があります。

■保険金などをお支払できない場合について

次のような場合には保険金などをお支払できない場合がありますので特にご注意ください。

1. 免責事由に該当する場合

- ・効力発生日から1年以内の加入者の自殺
- ・保険契約者・加入者・保険金受取人の故意によるとき
- ・戦争その他の変乱によるとき

2. 効力発生日前の疾病や不慮の事故を原因とする場合

3. 告知義務違反の場合

契約者または加入者から告知していただいた内容が事実と相違し、保険契約の全部またはその加入者の部分が告知義務違反により解除された場合

4. 詐欺・不法取得目的による無効の場合

契約者または加入者による詐欺の行為または保険金などの不法取得目的があって保険契約の全部またはその加入者の部分が無効とされた場合

5. 重大事由解除の場合※

保険契約者、加入者または保険金受取人が保険金などを詐取する目的で事故を起こしたときなど、重大事由に該当し、保険契約の全部またはその加入者の部分が解除された場合

(※重大事由解除については、2010年4月1日施行の保険法以降の適用となります。)

■責任開始期(効力発生日)について

加入申込日(告知日)と責任開始期(効力発生日)については各契約(商工会議所・商工会)ごとに取り決めています。詳細はパンフレットにて確認してください。なお、初回保険料の払込がなかった場合は申込取消となり、効力が発生しない場合がありますのでご注意ください。

生命保険会社職員、代理店、商工会議所・商工会の役員には保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権がありません。

■保険料の払い込みについて

各商工会議所・商工会が定めた方法により保険料を払い込んでいただけます。保険料の払込がなかった場合、最後に払い込まれた保険料の応当月末をもって脱退扱いとなり以降の保障がなくなる場合があります。詳細はパンフレットにて確認してください。

■返戻金など

この商品には加入者の中途脱退による払戻金はありません。

■保険金などのお支払いについて

お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「本重要事項説明書」、「パンフレット」、アクサ生命ホームページに記載しておりますので、ご確認ください。

お客さまからのご請求に応じて、保険金などのお支払いを行う必要がありますので、保険金などのお支払事由が生じた場合、すみやかに商工会議所・商工会またはパンフレット記載の保険会社営業店にご連絡ください。

保険金などのお支払事由が生じた場合、ご契約内容によっては、複数のお支払事由に該当することがありますので、十分ご確認ください。

【引受会社の信用リスク・生命保険契約者保護機構について】

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご加入時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。保険契約者保護措置の詳細については生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL:03-3286-2820 「月曜日～金曜日(祝日・年末年始は除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時」

ホームページ <http://www.seihohogo.jp/>